輸入食品監視支援システムの
ハードウェア等納入及び保守一式

調達仕様書（案）

平成２１年３月１３日

厚生労働省医薬食品局食品安全部検疫所業務管理室

目次

1. 調達件名 1

2. 概要 1

2.1. 目的 1
2.2. 用語の定義 1
2.3. 業務の概要 3
2.4. 情報システム化の範囲 6
2.5. 調達範囲 7
2.6. 責任分界点 8
2.7. 本調達における請負範囲 10
2.8. 納入成果物 13

3. スケジュール 17

4. 情報システムの要件 20

4.1. 機能要件等 20
4.2. 信頼性要件 20
4.3. 情報セキュリティ要件 21
4.4. ネットワーク要件 23
4.5. ハードウェア要件 23
4.6. OS、ミドルウェア等要件 24
4.7. 管理業務要件 24
4.8. 機器等導入に係る業務要件 29
4.9. 開発及びテスト環境の提供要件 35
4.10. 保守要件 37

5. 調達概要 45

5.1. 納期 45
5.2. 借入期間 45
5.3. 契約条件 45
5.4. 成果物の納入場所 45
5.5. 検収 45
5.6. 瑕疵担保責任 46
5.7. 知的財産権等 46
5.8. 入札制限等 46

5.9.　制約条件等 47
5.10.　機密保持 47
5.11.　特記事項 48
5.12.　連絡先 50

6.　妥当性証明 50

別紙一覧

別紙-1　「輸入食品監視支援システムに係る開発」システム仕様書
別紙-2　FAINS システム全体構成図(案)
別紙-3　ハードウェア構成一覧
別紙-4　OS･ミドルウェア配置一覧
別紙-5　OS・ミドルウェア機能一覧
別紙-6　ソフトウェア開発環境（参考）
別紙-7　ネットワーク要件

1. 調達件名

輸入食品監視支援システムのハードウェア等納入及び保守一式

2. 概要

2.1. 目的

当省では電子政府構築計画（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成 16 年 6 月 14 日一部改訂。）の「業務・システムの最適化」に基づき策定された一部関係府省・業務システムの一つである「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画（平成 17 年 12 月 28 日 CIO 連絡会議決定）」の個別計画である「食品等輸入届出業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画（平成 18 年 3 月 29 日厚生労働省行政情報化推進会議決定）」（以下、「最適化計画」という。）の策定を行った。

最適化計画に記載されているように、食品衛生法第 27 条の規定に基づき、食品等の輸入届出業務に係る輸入食品の安全性確保のための業務の効率化・合理化、システムコストを抑制した形での利便性の向上及び情報セキュリティの確保を推進する計画をしている。さらに次期システムへの更改と同時に府省共通ポータル（既存の輸出入手続インターフェースシステム機能と財務省が持つ「通関情報処理システム」（以下、「NACCS」という。）及び国土交通省の港湾 EDI システムが持つシングルウィンドウ機能を統合）への接続を予定している。

本調達では、この計画に基づいて、食品等輸入届出における業務の効率化・合理化、利便性の向上及び情報セキュリティの確保を図った「輸入食品監視支援システム」（以下、「FAINS」という。）のハードウェアの調達（更改）を目的とする。

2.2. 用語の定義

表 1　用語の定義

用語	定義
審査区分	審査区分にはまず、「簡易審査」と「審査」の 2 つがある。食品等輸入届出事項登録終了後、「簡易」の場合は食品等輸入届出済証情報が出力され、「審査」の場合は、審査、留置検査、100%モニタリング検査、もしくは済前命令検査のいずれかが必要となる。
審査	検疫所食品監視課職員によって、届出書記載の内容から、製造基準・添加物の使用基準が適合しているか、有害物質等が含まれていないかを確認する業務。
検査	上記「審査」の結果、理化学的検査等が必要と認められた場合、検疫所検査部門等において行われる試験業務。
事前届出	貨物到着予定日の 7 日前から届出書を受け付ける制度に基づき、当該制度を利用した届出のこと。

用語	定義
計画輸入	特定の食品等を繰り返し輸入する場合、初回輸入時に輸入計画を提出し、審査の結果、問題なければ一定期間次回からの届出を省略できる制度に基づき、当該制度を利用した届出のこと。
モニタリング検査	品目ごとの年間輸入量と過去違反実績を勘案した年間計画に基づき、試験検体の採取を行うが、試験結果の判定を待たずに輸入手続きを進めることのできる制度。
オンラインファイル	届出情報が登録されてから手続終了後一定期間経過するまでの届出データや届出データに関連する検体等のデータを格納したデータベース。手続終了後一定期間経過した後に、当該ファイルから蓄積情報ファイルに移動する。
蓄積情報ファイル	主に検索機能及び集計作業で使用する過去データを格納したデータベース。
欄番号	ひとつの届出に対して、品目が複数ある場合があるため、その品目を識別するための番号。
CSF ファイル	FAINS で利用しているマスタファイルの名称であり、ユーザ ID や各種情報のコード等を管理するファイル。
メインセンター	FAINS 業務本番系システムが設置されている。通常時の FAINS では本センターに対し端末が接続される。
バックアップセンター	メインセンターが被災により使用不可となった際に、メインセンターにおける業務を引き継ぐ。通常時は、業務データのバックアップデータ収集と開発・試験系の環境を提供する。
府省共通ポータル	既存の輸出入手続きインターフェースシステム（IFS）機能と、NACCS 及び港湾 EDI が持つシングルウィンドウ機能を統合したシステム。
通関情報処理システム（NACCS）	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が管理・運営する、港湾、空港における税関手続きを迅速・的確に行うことを目的としたコンピュータシステム。
輸出入手続きインターフェースシステム（IFS）	輸出入手続きの迅速な処理を目的として府省個別システムと NACCS を接続し、情報交換と手続き管理を行うシステム。1 つの端末で複数府省の手続きを行うことを可能とするワンストップサービスを提供する。
港湾 EDI	港湾における申請、届出等の行政手続きの電子情報処理化を推進するため、国土交通省、海上保安庁等が協力・開発しているコンピュータシステム。

用語	定義
豪州電子動植物検疫証明書発給システム(EXDOC)	オーストラリア検疫検査局により運営される、輸出手続きのための電子申請システム。輸出申告を受け付け、製品の検査結果とリンクし、輸出許可書や動植物検疫証明書等の各種証明書を電子的に発行する。
SANCRT 電文	輸出入される貨物に関して、証明、許可、承認などの発行のために民間業者が公的機関に申請できるようにする国連標準メッセージ機能（SANCRT）を持った電文。

2.3. 業務の概要

(1) 業務内容

食品等輸入届出業務は、食品衛生法第 27 条の規定に基づき、食品等を輸入しようとする者が、輸入に際して、届出窓口または専用の端末から輸入届出を各検疫所へ提出し、輸入届出を受け取った各検疫所において内容の審査を行った上、届出の受理手続きを行う業務である。

また審査によって、検査による確認の必要があると判断されたものは検査を実施し、検査結果をもとに食品衛生法に適合しているかを確認している。

当該業務は、輸入監視計画策定、審査、検査、受理、違反処理、輸入監視実績の報告の各業務で構成されている。

① 輸入監視計画策定

「輸入監視計画策定」業務とは、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 23 条第 1 項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導を重点的、効率的かつ効果的に実施し、もって、輸入食品等の一層の安全確保を図るために食品監視指導計画を定め、同条第 3 項の規定により官庁報告として公表する業務である。

② 審査

「審査」業務は、以下の業務から構成されている。

- 届出業務

  販売又は営業上使用することを目的として輸入される食品等について、輸入者が輸入の都度輸入食品が保管されている倉庫を管轄する検疫所を通じて厚生労働大臣宛に届出を行う業務である。

- 審査業務

届出を受けた検疫所にて食品衛生監視員が食品等輸入届出書に記載されている輸出国、輸入品目、製造者、原材料、製造方法、添加物の使用の有無等をもとに、食品衛生法上適法な食品等であるかの審査を行う業務である。

③ 検査

「検査」業務とは、審査の結果さらに検査による確認が必要であると判断された食品等については、現場検査、命令検査、指導検査、モニタリング検査等を実施し、検査結果をもとに食品衛生法に適合していることを確認する業務である。

④ 受理

審査や検査の結果、食品衛生法に適法であると判断された食品等については輸入届出済証(合格証)を検疫所から交付する業務である。不合格であると判断された食品等については「違反処理」業務を行う。

⑤ 違反処理

不合格と判断したものについては、検疫所から輸入者へ違反の内容を通知する業務である。輸入者は検疫所の指示に従って積戻し、廃棄等の措置を講じる。

⑥ 輸入監視実績の報告

食品監視指導計画に基づいて実施した輸入食品等に係る監視指導の実施状況について食品等の輸入届出・検査・違反状況等の統計を作成し、輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）、輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果及び輸入食品監視統計として報告する業務である。

(2) 利用者特性

当該業務に関係する利用者を以下に示す。

表 2　利用者一覧

利用者の種類	概要	利用拠点
当省 （厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 企画情報課 検疫所業務管理室）	他省庁との調整等の総合監督業務を行う。	全国 1 ヶ所 端末 2 台
輸入食品中央情報管理官	FAINS の「システム管理者」であり、運用管理業務等を行う。	全国 1 ヶ所
検疫所 （食品監視部門）	厚生労働省 各検疫所 食品監視課。 輸入者から届出された「食品等輸入届出書」を審査し、行政検査をはじめ、検査命令及び輸入者への検査の指導、並びに食品等の事前輸入相談業務等を行う。	全国 31 ヶ所 *1

利用者の種類	概要	利用拠点
検疫所 （検査部門）	厚生労働省 各検疫所 検査課及び検査センター。 食品監視課が採取した輸入食品に対して微生物検査、理化学検査を行う。	全国 8 ヶ所 *1
登録検査機関	食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 55 号）に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた民間の検査機関。 タール色素の検査（食品衛生法 25 条第 1 項）及び命令検査（同法 26 条各項）を行う。また，収去食品等の試験事務を受託する（同法 28 条第 4 項）。	約 20 ヶ所 端末 36 台 *2
通関業者	通関業法に基づき、通関業を営もうとする地域を管轄する各地区の税関長の許可を受けた業者。 輸入者の名を用いて、輸入者の通関業務を代行する。	約 230 者
輸入者	食品等を輸入する者。	―

*1：検疫所の設置端末：146 台。但し、次期 FAINS では 160 台とする。

*2：次期 FAINS では利用拠点増加を想定し、最大 46 台の同時接続を可能とする。

(3) 業務量

当該業務の処理量（平成 18 年度実績）を以下に示す。

届出件数　　：約 186 万件／年

検査件数　　：約 20 万件／年

(4) 業務の実施手順

当該業務の全体の流れを以下に示す。

なお、詳細な実施手順については、「食品等輸入届出業務（輸出及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」を参照すること。

食品等輸入届出業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)の業務・システム最適化計画

http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0331-6.html

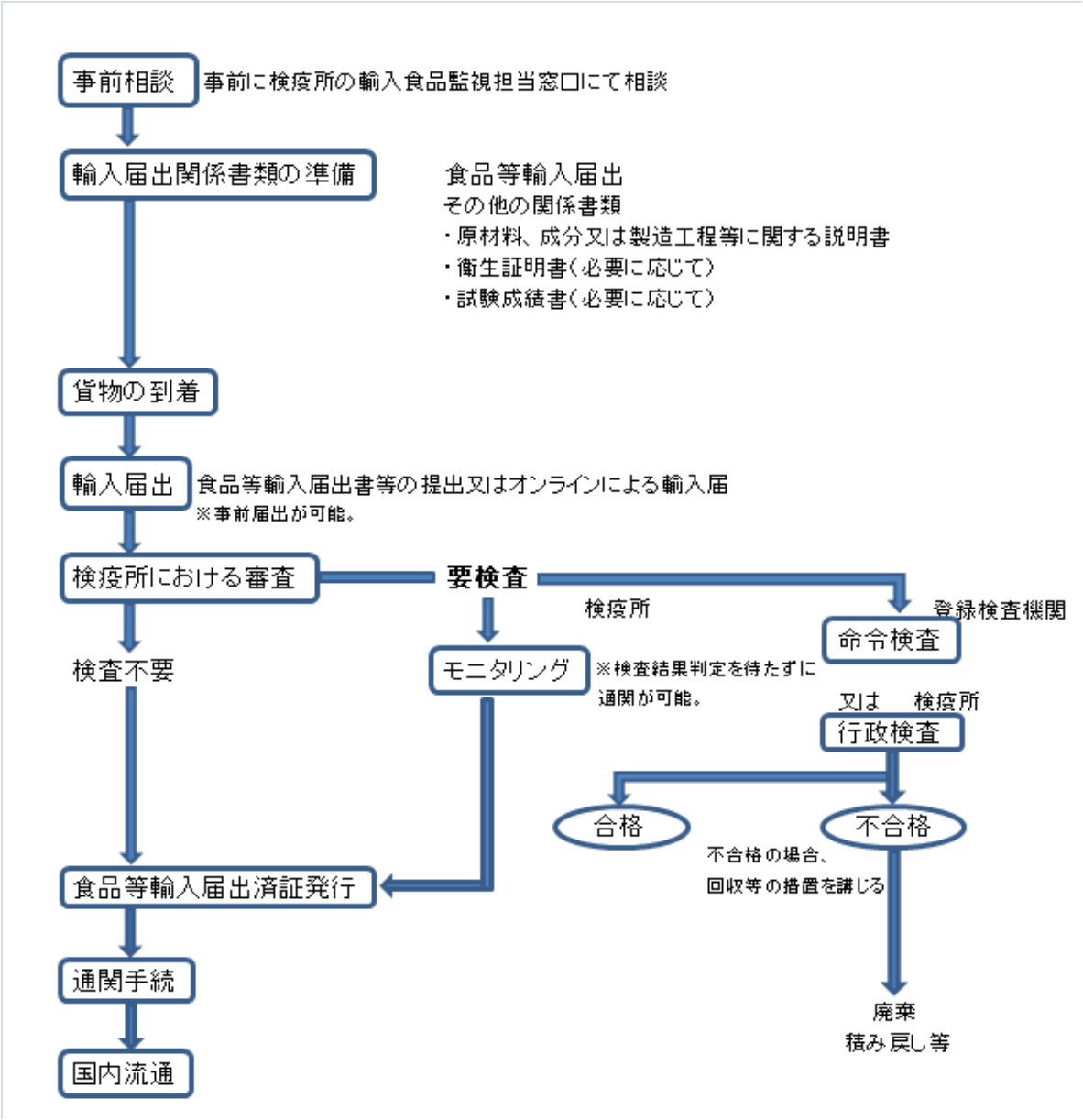

図 1　当該業務の実施手順

2.4.　情報システム化の範囲

本調達では、「2.3.業務の概要」で説明した業務のうち、②から⑥を情報システム化の対象範囲とする。但し、「② 審査」の審査業務において食品等が食品衛生法上適法であるかの判断、「③ 検査」における検査結果の合否判定は FAINS が支援を行うが、最終判断は職員が行うこととする。「⑥ 輸入監視実績の報告」においては報告の基となるデータの蓄積及び集計までとし、報告書作成は FAINS において行うことはない。

また、次期 FAINS では、最適化計画を踏まえ、以下の改善事項を実現するものとする。

(1)　審査支援機能の向上

過去の違反実績や疑義照会等の情報を容易かつ効果的に利活用することで、書類による審査での見落とし等を可能な限り軽減する。

(2) 集計・作表機能の改善

システムが管理するデータの検索及び集計・作表を一連的に処理することで、健康被害発生の未然防止等の業務に対する迅速化を図る。

(3) 検査結果通知の電子化

検査結果は、検査結果通知書として輸入食品監視窓口で作成し、輸入者へ手交しているが、検査結果の通知を電子化することで、輸入者の利便性向上を図るとともに、検査結果通知書の作成等に係る業務の軽減を図る。

2.5. 調達範囲

次期 FAINS においては、府省共通ポータルとの接続を図る。また、最適化計画に基づいて、各検疫所との接続に利用している独自の専用回線を廃止し、厚生労働省統合ネットワークを利用したネットワークとの統合を図る。

次期 FAINS の構成案を以下に示す。

なお、府省共通ポータル及び厚生労働省統合ネットワークは、すでに稼動を開始している。

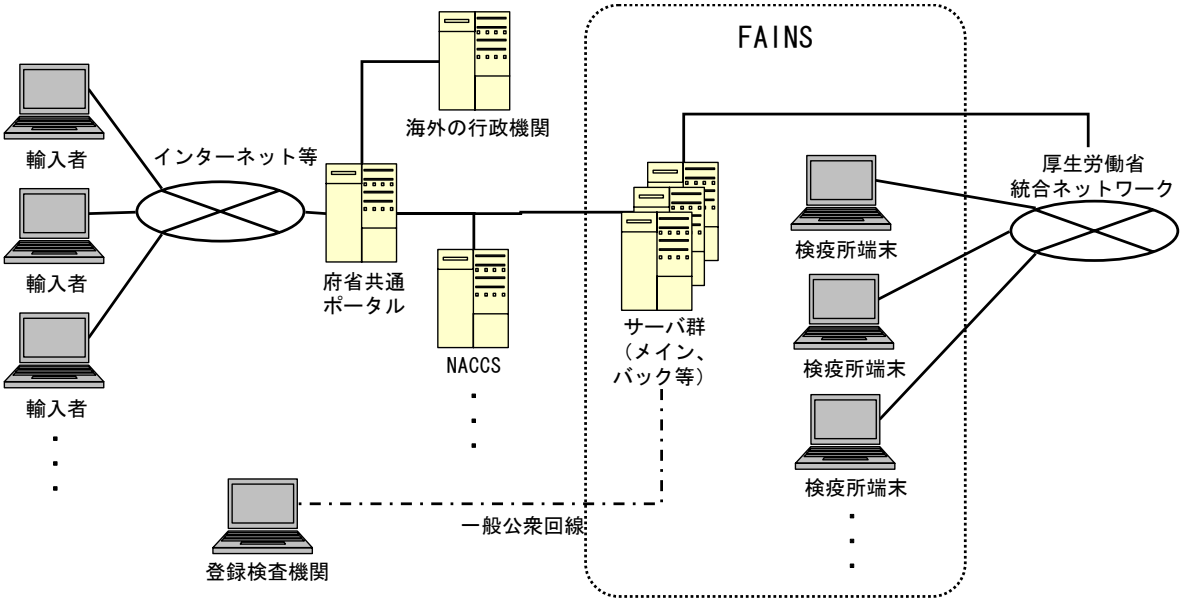

図 2　次期 FAINS の構成案

(1) 次期 FAINS の導入について

次期 FAINS の導入においては、以下の 4 つの調達を行う。

① 輸入食品監視支援システムの開発等業務一式(実施済み)

本調達において示す情報システム化の範囲のソフトウェアの開発等。
（以降、この調達の業務を行う業者を設計・開発業者という。）

② 輸入食品監視支援システムのハードウェア等納入及び保守一式
上記①において提供されるソフトウェアが稼動するために必要な OS、ミドルウェア、サーバ等の機器の提供及び設置、設計、設定、保守等各種作業の実施。
（以降、この調達の業務を行う業者を受注者という。）

③ 輸入食品監視支援システムの端末機器納入及び保守一式（仮）
上記①において提供されるソフトウェアが稼動するために必要なクライアント端末、OS、ミドルウェアの提供及びセットアップ作業。
（以降、この調達の業務を行う業者を端末機器納入業者という。）

④ 輸入食品監視支援システム用データセンター設備等賃貸借業務一式（実施済み）
メインセンターとなる設置場所及び設備の提供。

本調達仕様書は、「②輸入食品監視支援システムのハードウェア等納入及び保守一式」の調達において必要となる要件等を記載するものである。「③輸入食品監視支援システムの端末機器納入及び保守一式（仮）」の調達については、調達を別途行う予定である。

(2) 次期 FAINS 導入後の運用・保守について

次期 FAINS 導入後の運用・保守に関する業務等については、以下の調達を別途行う予定である。

- 輸入食品監視支援システムのアプリケーション保守等業務一式（仮）
（以降、この調達の業務をおこなう業者を保守業者という。）
- 輸入食品監視支援システムの運用業務一式（仮）
（以降、この調達の業務をおこなう業者を運用業者という。）

2.6. 責任分界点

前節に示すとおり次期 FAINS の導入は、分離調達により実施する。各調達の受注者の役割分担（責任等）を以下に示す。

表 3　役割分担（責任等）

【凡例】

①：当省及び輸入食品中央情報管理官

②：輸入食品監視支援システムの開発等業務一式の受注者

③：輸入食品監視支援システムのハードウェア等納入及び保守一式の受注者

④：輸入食品監視支援システムの端末機器納入及び保守一式(仮)の受注者

◎：主担当

○：支援または承認

△：協力

業務	概要	①	②	③	④	その他
プロジェクト管理	プロジェクト全体の進捗管理、課題管理、各受注者間の調整等	◎	○	○	○	
他システムとの調整	府省共通ポータルとの接続に係わる調整等	◎	○	○		○*1
	厚生労働省統合ネットワークとの接続に係わる調整等	◎	△	○	○	○*2
	NACCS との接続に係わる調整等	◎	○	○		○*3
ソフトウェアの開発等	設計	○	◎			
	開発		◎			
ハードウェア導入	機器構成等の基本設計		◎			
	機器構成等の詳細設計		△	◎		
	サーバ機器等、OS、ミドルウェア等の仕様の検討	○	◎			
	サーバ機器等の設置等			◎		
	サーバ機器等の各種設定		△	◎		
	サーバ機器等への OS、ミドルウェア等のインストール及び各種設定		△	◎		
	サーバ機器等の動作確認		△	◎		
	ハードウェア（端末等）仕様の検討		◎	○		
	ハードウェア（端末等）の設置等				◎	
	ハードウェア（端末等）の各種設定		△		◎	
	ハードウェア（端末等）への OS、ミドルウェア等のインストール及び各種設定		△		◎	
	ハードウェア（端末等）の動作確認		△		◎	
	ソフトウェア動作環境の構築及び試験		△	◎		
ネットワーク構築	設計		△	◎		
	ネットワーク機器等の設置及び各種設定			○		◎*2

業務	概要	①	②	③	④	その他
	導通確認			○	○	◎*2
	ネットワーク試験		△	◎		
テスト	性能テスト、信頼性・安全性への診断テスト等及び設定内容の調整		△	◎		
	単体テスト、結合テスト		◎			
	他システムとの導通確認			◎		
	総合テスト（他システムとの業務試験含む）		◎	○		
	他システムとの総合運転試験		◎	○		
	受入テスト	◎	○	○	○	
移行・導入	移行設計、移行手順の作成等		◎	○	○	
	移行プログラムの作成等		◎			
	移行手順、移行プログラムの検証及び移行リハーサルの実施		◎	○	○	
	移行		◎	○	○	
教育・訓練	実施計画等の策定及び関係者への調整	◎	○			
	教育・訓練の実施	○	◎			
その他	開発、テスト環境の構築、提供		△	◎		
	FAINS メールの設計・設定、確認			◎		
	共有フォルダ機能の設計・設定、確認			◎		
	開発、テスト期間中のハードウェア等の保守		△	◎		
	移行・導入後のハードウェア等の保守			◎		
	現行システムに関する情報提供	◎				

*1：府省共通ポータルの構築事業者

*2：厚生労働省統合ネットワークの構築事業者（以降、ネットワーク業者という。）

*3：NACCS の構築事業者

2.7. 本調達における請負範囲

本調達において受注者が請け負うべき作業項目等は以下のとおりである。なお、設計・開発業者等の協力なしに実施困難な作業について、本調達の受注者が円滑に作業を進められるよう、当省及び輸入食品中央情報管理官の職員（以降、担当職員という。）が必要な調整を行う。

(1) プロジェクト管理支援

受注者は、当省が設計・開発業者を含めて実施するプロジェクト管理において、担当職員の指示に従い、進捗状況や予定等の情報提供を行うこと。

(2) 他システムとの調整支援

受注者は、FAINS と連携する NACCS、府省共通ポータル等との各種調整を必要に応じて支援すること。

(3) ハードウェア導入に係るシステム詳細設計

受注者は、本仕様書に基づき、ハードウェア、OS、ミドルウェア等の詳細設計を行うこと。また、設計工程において環境定義書を作成し、提出すること。

(4) サーバ機器等の仮設置等及び各種設定

受注者は、受注者が開発、テスト期間中に用意する場所にサーバ機器等を搬入、仮設置作業を行うこと。また、設計・開発業者が指定する方法で、機器等の動作に必要な各種設定を行うこと。

(5) サーバ機器等の運搬及び設置等

受注者は、担当職員が指示する時期に受注者が開発、テスト期間中に用意する場所からメインセンター及びバックアップセンターへサーバ機器等の運搬・搬入・設置作業を行うこと。

(6) サーバ機器等への OS、ミドルウェア等のインストール及び各種設定

受注者は、サーバ機器等へ OS、ミドルウェア等のインストールを行うこと。また、設計・開発業者が指定する方法で、インストールした OS、ミドルウェア等の動作に必要な各種設定を環境定義書に基づいて行うこと。

(7) サーバ機器等の動作確認

受注者は、設置したサーバ機器等が要件を満足していることを確認するためのテスト実施計画書を作成し、確認を受けること。

受注者は、確認を受けたテスト実施計画書に従い動作確認を実施し、「動作確認試験成績書」を作成し、提出すること。

(8) ハードウェア（端末等）仕様の検討に関する支援

受注者は、設計・開発業者が実施する端末機器等の仕様の検討において、機器等に関する情報提供を行うこと。

(9) ソフトウェア動作環境の構築及び試験

受注者は、担当職員の指示に従い、設計・開発業者が開発するソフトウェアが動作する環境を構築し、構築した環境が正常に動作することを確認すること。

(10) ネットワーク構築にあたっての設計

受注者は、センター内、センター間、センター–拠点間、センター–他システム間で通信するにあたって必要となるネットワークを設計すること。なお、センター間及びセンターから拠点等の通信は厚生労働省統合ネットワークを使用すること（上記「センター」とは、本書「表 1　用語の定義」に示す「メインセンター」及び「バックアップセンター」を指す）。

(11) ネットワーク機器等の設置、各種設定及び導通確認に関する支援

受注者は、ネットワーク業者が提供するネットワーク機器等に接続し、機器等の動作に必要な各種設定を行うこと。また、ネットワーク業者が実施する導通確認を支援すること。

(12) ネットワーク試験

受注者は、センター内、センター間、センター-拠点間、センター-他システム間で通信するにあたって必要となるネットワークの試験実施計画書を作成し、確認を受けること。

受注者は、確認を受けたるネットワークの試験実施計画書に従い動作確認を実施し、「動作確認試験成績書」を作成し、提出すること。

(13) テスト、設定内容の調整

受注者は、ハードウェアの性能テスト、信頼性・安全性への診断テスト等のシステム基盤に関するテストを実施すること。また、テスト結果を踏まえてシステムとして求められる性能、信頼性、安全性を確保するための設定内容の調整（チューニング）を行うこと。

(14) 他システムとの導通確認

受注者は、連携する他システムと通信可能な状態とするよう必要なネットワーク設定、テスト等を実施して、プロトコルレベル及び電文レベルでの導通を確認すること。

(15) 総合テスト、他システムとの総合運転試験、受入テストに関する支援

受注者は、設計・開発業者または当省が主担当として実施する総合テスト、他システムとの総合運転試験、及び受入テストにおいて、各テストにて主担当者となる者からの依頼に応じて適宜テストに必要となる環境作成、環境変更作業を速やかに実施すること。また、各テスト時において障害等が発生した場合には、受注者も立ち会って調査や原因の切り分け等を実施または支援すること。さらに、ハードウェア、OS、ミドルウェア等に関する技術的な問合せ等に対する支援を行うこと。

(16) 移行・導入に関する支援

受注者は、現行システムから次期システムへの移行設計、移行手順の作成及び検証、リハーサルを支援すること。

同様に、移行・導入作業を支援すること。つまり、移行・導入作業における現行システムから次期システムへのデータ移行、移行リハーサル等の必要な作業を支援すること。

(17) 各種成果物作成に関する支援

受注者は、設計・開発業者の行うテスト、移行、教育訓練に係る実施計画書と結果報告書等の作成、及び運用・保守に係るマニュアルの作成を支援（情報提供、部分的な作成等）すること。同様に、設計・開発業者が作成する各種設計書に対し、必要に応じて設計書等の更新、もしくは更新に必要な情報を設計・開発業者に提供すること。

(18) ハードウェア等の環境定義書の作成

受注者は、次期 FAINS の稼動にあたり、必要な各種機器及び OS、ミドルウェア等の設定情報を示した環境定義書を作成すること。

(19) 端末のセットアップ手順書作成

受注者は、必要に応じて設計・開発業者から情報収集を行い、端末機器等のセットアップ手順書を作成すること。

(20) 開発、テスト環境の構築及び提供

受注者は、設計・開発業者が実施するソフトウェアの開発及びテストの環境を構築し、設計・開発業者に提供すること。開発及びテスト環境の機器・ミドルウェア・OS 等は、本番環境設置場所へ移設し、本番運用に利用する。また、「(4)サーバ機器等の仮設置等及び各種設定」において各センターにサーバ機器等を設置するまでの期間については、構築した開発及びテストの環境の設置場所及びネットワークを提供すること。

(21) FAINS メールの設計・設定、確認

受注者は、担当職員の指示に基づき、当省及び検疫所職員（以降、当省職員という。）が FAINS 等に関する情報をメールにて共有するための FAINS メールについて、設計・設定、確認等の各種作業を実施すること。

(22) 共有フォルダ機能の設計・設定、確認

受注者は、担当職員の指示に基づき、当省職員がファイルを共有するための共有フォルダについて、設計・設定、確認等の各種作業を行うこと。

(23) 開発、テスト期間中（運用開始まで）のハードウェア等の保守

受注者は、設計・開発業者に提供する開発及びテストの環境において、ハードウェア、OS、ミドルウェア等の保守を行うこと。

(24) 移行・導入後のハードウェア等の保守

受注者は、借入期間に渡って受注者が納入したハードウェア、OS、ミドルウェア等の保守を行うこと。

(25) プロジェクト会議の開催

受注者は、各作業工程における各種作業に関する打合せ、成果物等のレビュー、進捗確認及び課題共有等を行うために、担当職員とのプロジェクト会議及び他業者との調整会議を開催すること。

(26) 他業者作業（運用・保守等）に係る情報提供等

受注者は、他業者作業（運用・保守等）にて必要となる各種情報の提供、マニュアル類の整備を行うとともに、引き継ぎ等に必要な情報・資料等を必要に応じて提供すること。

2.8. 納入成果物

想定している成果物は以下のとおりである。納期については「（注）カッコ内の数字は、「2.7　本調達における請負範囲」の番号に対応。

図 4 作業スケジュール」を参照すること。

表 4　成果物一覧

成果物		
プロジェクト開始	プロジェクト計画書（右記の内容を含むこと）	スケジュール
		作業体制
		プロジェクト管理要領

成果物	
導入作業	環境定義書
	作業手順書
	テスト実施計画書
	ネットワークの試験実施計画書
	動作確認試験成績書
	作業完了報告書
	工事仕様書
	端末のセットアップ手順書
	バックアップ （導入完了時点の初期状態）
	議事録
導入機器	ハードウェア、OS、ミドルウェア等一式
	機器仕様書
	取扱説明書
保守作業	保守作業実施計画書
	保守作業実施報告書
	障害管理簿
	環境変更管理簿
	問い合わせ管理簿

2.8.1. 共通事項

① 受注者は､機器等の納入時に指定の成果物を紙及び電子媒体等（DVD-R､CD-R、または、CD-RW 等でも可）により日本語で提供すること。

② 紙のサイズは、日本工業規格 A 列 4 番を原則とする。図表については、必要に応じて、A 列 3 番縦書き、横書きを使用することができる。また、バージョンアップ時等には差し替えが可能なようにバインダー方式とする。

③ 電子媒体等に保存する形式は、PDF あるいは、Microsoft Office2003 で扱える形式とする。但し、当省が別に形式を定めて提出を求めた場合はこの限りでない。

④ 紙及び電子媒体等について、2 部ずつ用意すること。

⑤ 電子媒体については、ウィルスチェックを行い、安全であることを証明すること。

⑥ ①～⑤に関わらず、取扱説明書については機器、OS、ミドルウェア等に添付されているものを、そのまま提供すること。

2.8.2. 成果物の修正等

成果物に修正等がある場合、紙については、更新履歴と修正ページ、電子媒体等については、修正後の全編を速やかに提出すること。

2.8.3. プロジェクト推進に関する成果物

受注者は、契約締結後 2 週間以内に、プロジェクト全体をマネジメントするための基礎的、かつ統合的計画を定める成果物として、以下に示す事項を定めるプロジェクト計画書を担当職員に提出し、承認を得ること。

「4.7 管理業務要件」等の内容に基づき、プロジェクトの途中段階で修正及び見直しが必要となる場合、速やかに提出し、担当職員と協議の上、承認を得ること。

また、プロジェクトの各段階で開催される会議の議事録を開催後 5 営業日以内に担当職員に対して提示し、承認を得ること。

(1) プロジェクト計画書

① スケジュール

当省及び他システム等の関係者と作業計画及び進捗状況を共有するため、各成果物と関連付けた作業スケジュール、作業内容、作業担当者、レビュー実施計画、マイルストーン、及び WBS（Work Breakdown Structure）に基づいて作成された、プロジェクトの作業工程を明確に示すドキュメント。

② 作業体制

プロジェクトの各作業スケジュールにおける実施体制及び役割分担を明確に示すドキュメント(ドキュメントには、当省及び他システム等の関係者を含めること。)。

③ プロジェクト管理要領

以下に示す事項を定義するドキュメント。

- 進捗管理
- 品質管理
- 人的資源管理
- コミュニケーション管理
- 課題管理
- 構成・変更管理
- リスク管理
- セキュリティ管理

2.8.4. 機器等の導入作業に関する成果物

調達対象となるFAINSの機器等は、本仕様書、提案内容、及び設計・開発業者が作成するシステム仕様書、基本・詳細設計書に基づき、システム構成を検討した上で、各種設計書等を作成すること。

(1) 環境定義書

次期FAINSの稼動にあたり、必要な各種機器およびOS、ミドルウェア、ネットワーク等の設定情報を示したドキュメント。

(2) 作業手順書

次期FAINSの稼動にあたり、必要な各種機器およびOS、ミドルウェア等のセットアップやインストール等の各種作業を実施するための手順を示したドキュメント。

(3) 動作確認試験成績書

次期FAINSの稼動に必要な機器等の動作確認試験の具体的な実施要領及び動作確認試験の結果を報告するドキュメント。

(4) 作業完了報告書

機器等の導入作業に関する完了を報告するドキュメント。

(5) 工事仕様書

下記の情報を含む設計ドキュメント。

① 機器設置レイアウト図
② ラック搭載図
③ 接続図(論理的なネットワーク構成図)
④ 配線図(各種機器類の物理的な配線状況を示した図)

(6) 端末のセットアップ手順書

端末の設置後、ソフトウェアを使用可能な状態にするまでに必要となるOSの設定変更、ミドルウェアの設定、ネットワーク設定等に関する手順について、画面コピー等を使用して詳細に示したドキュメント。

(7) バックアップ

各種機器およびOS、ミドルウェア等の導入完了後、動作が完了した全てのサーバ環境のバックアップ。

2.8.5. 導入機器等に関する成果物

調達対象となる次期FAINSの機器等は、本仕様書、提案内容、及び設計・開発業者が作成するシステム仕様書、基本・詳細設計書に基づき、システム構成を検討した上で、ハードウェア、OS、ミドルウェア等一式およびそれに付随する機器仕様書、取扱説明書を納品すること。

(1) ハードウェア、OS、ミドルウェア等一式

次期FAINSの稼動に必要な全機器類及びOS、ミドルウェア等。

(2) 機器仕様書

次期 FAINS の稼動に必要な全機器類の仕様書。

(3) 取扱説明書

次期 FAINS の稼動に必要な全機器類の取扱説明書及び OS、ミドルウェア等のマニュアル。

3. スケジュール

3.1. 全体スケジュール

次期 FAINS の導入に係わる全体スケジュール案を以下に示す。

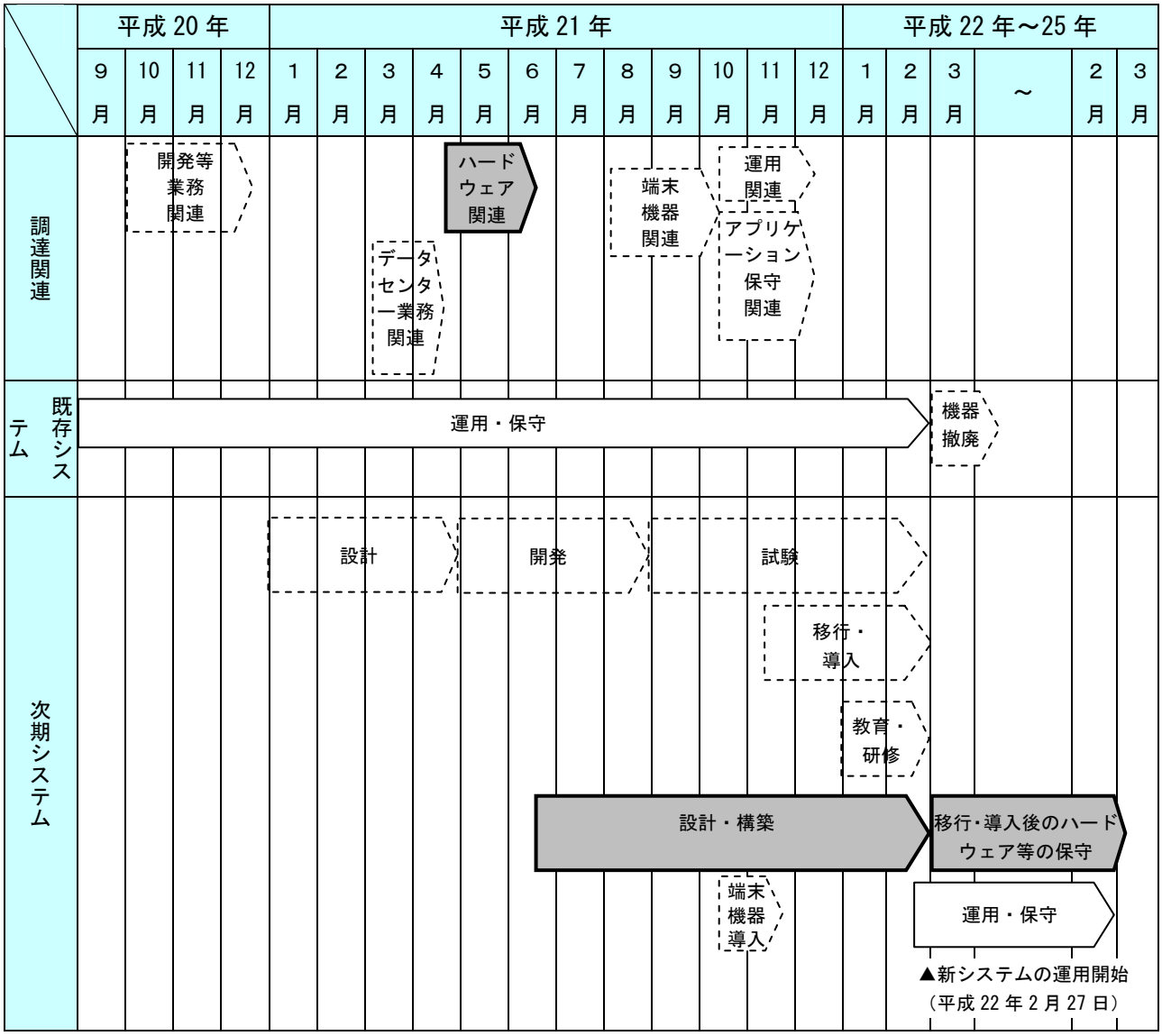

※網掛け部が、本調達に関するスケジュール

図 3　想定スケジュール

① 「設計・構築」工程（平成 21 年 6 月上旬～平成 22 年 2 月 26 日）

② 「移行・導入後のハードウェア等の保守」工程（平成 22 年 2 月 27 日～平成 25 年 3 月 31 日）

3.2. 作業スケジュール

受注者は、次期FAINSの開発や他システムとの連携を滞りなく進めるため、各作業について、下記のスケジュールにて実施すること。

なお、各作業項目の内容については「2.7.本調達における請負範囲」に記載の作業内容とする。

	作業項目	作業期限又は作業期間	成果物(納期)又は提供する情報(提供期限)	備考
	(参考)ソフトウェア開発等スケジュール	－	－	【凡例】 △:外部制約による期限 【注記】 ※1:提出後に修正の可能性があるため、適宜修正を行った上で、最終納品日を平成22年3月31日とする ※2:仮設置用の環境定義書 ※3:本設置用の環境定義書
	(参考)他システム関連スケジュール	－	－	
(1)	プロジェクト管理支援	適宜	プロジェクト計画書(契約締結後2週間以内)	
(2)	他システムとの調整支援	適宜	－	
(3)	ハードウェア導入に係るシステム詳細設計	～平成21年8月7日	環境定義書(平成21年8月7日※1※2)	
(4)	サーバ機器等の仮設置等及び各種設定		作業手順書(平成21年8月7日※1)	
(6)	サーバ機器等へのOS、ミドルウェア等のインストール及び各種設定		ハードウェア、OS、ミドルウェア等一式(平成21年8月7日)	
(7)	サーバ機器等の動作確認		機器仕様書、取扱説明書(平成21年8月7日)	
(9)	ソフトウェア動作環境の構築及び試験		テスト実施計画書(平成21年8月7日※1)	
(21)	FAINSメールの設計・設定、確認		動作確認試験成績書(平成21年8月7日※1)	
(22)	共有フォルダ機能の設計・設定、確認			
(5)	サーバ機器等の運搬及び設置等	～平成21年11月30日	工事仕様書(平成21年11月30日※1)	
(8)	ハードウェア(端末等)仕様の検討に関する支援	平成21年8月上旬～ 平成21年10月中旬	端末等に関する情報(平成21年10月中旬)	
(10)	ネットワーク構築にあたっての検討	～平成21年6月30日	ネットワークに関する設計情報(平成21年6月30日)	
(11)	ネットワーク機器等の設置、各種設定及び導通確認に関する支援	平成21年9月上旬～ 平成22年1月中旬	－	
(12)	ネットワーク試験	設置完了～平成21年12月28日	ネットワークの試験実施計画書(平成21年12月10日※1)	
(13)	テスト、設定内容の調整	平成22年1月上旬～ 平成22年1月29日	－	
(14)	他システムとの導通確認	平成21年7月1日～ 平成22年7月31日	－	
(15)	総合テスト、他システムとの総合運転試験、受入テストに関する支援	平成21年9月上旬～ 平成22年2月中旬	－	
(16)	移行・導入に関する支援	平成21年8月31日～ 平成22年3月5日	作業完了報告書(平成22年3月5日) バックアップ(運用開始直後)	
(17)	各種成果物作成に関する支援	適宜	－	
(18)	ハードウェア等の環境定義書の作成	～平成21年10月31日	環境定義書(平成21年10月31日※1※3)	
(19)	端末のセットアップ手順書	～平成21年12月28日	端末のセットアップ手順書(平成21年12月28日)	
(20)	開発、テスト環境の構築及び提供	サーバ機器等の仮設置時 ～平成21年11月30日	－	
(23)	開発、テスト期間中(運用開始まで)のハードウェア等の保守	サーバ機器等の仮設置時 ～平成22年2月26日	保守作業実施計画書(保守作業実施毎) 保守作業実施報告書(保守作業実施毎) 障害管理簿(月1回) 環境変更管理簿(月1回) 問合せ管理簿(月1回)	
(24)	移行・導入後のハードウェア等の保守	平成22年2月27日～		
(25)	プロジェクト会議の開催	適宜	議事録(会議開催後5営業日以内)	
(26)	他作業者(運用・保守等)に係る情報提供等	～平成21年12月28日	運用・保守等で必要な情報(平成21年12月28日) マニュアル類(平成21年12月28日) 引継ぎ資料等(平成21年12月28日)	

1ページ

(注) カッコ内の数字は、「2.7　本調達における請負範囲」の番号に対応。

図 4 作業スケジュール

4. 情報システムの要件

4.1. 機能要件等

次期FAINSに求められる機能要件、情報・データ要件、外部インターフェース要件、規模要件、性能要件については、「輸入食品監視支援システムの開発等業務一式」の調達仕様書を参照すること。

輸入食品監視支援システムの開発等業務一式　調達仕様書
http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/chotatu/kankeibunsho/081029/dl/siyou.pdf

4.2. 信頼性要件

(1) 信頼性要件

FAINSの信頼性に関する要件は以下のとおりであるため、以下の要件を踏まえて機器、OS、ミドルウェア等を提案すること。

① 誤操作を行った場合にも、安易に重要なデータが消去されてしまうことのないよう、必要な措置を講じること。
② システム内の機能や取扱いデータは、その機能やデータの利用権限を持つ利用者のみが利用可能であること。
③ 情報の保全性を確保するとともに、情報の正確性・完全性を維持するために情報の二重化及び日次バックアップの取得を実施するとともにその他必要な措置を講じること。
④ システム内で取り扱う各情報について、情報へのアクセス権を持たないものがアクセスできないよう必要な措置を講ずること。
⑤ FAINSのサーバ間やサーバとクライアントとの通信において情報が確実に伝達されるとともに、情報が伝達されなかった場合にはそれが確実に検知できるよう必要な措置を講じること。
⑥ FAINSではメインセンター及びバックアップセンターを異なる場所に設置することを想定していることから、各センター間でデータの連携及び同期を確実に取れるために必要な措置を講じること。
⑦ FAINSでは、1日あたりのオンライン運転時間を23時間以上確保した上で、365日運転する必要があることから、出来る限りオンラインを停止することなく、バッチ処理やメンテナンス処理を可能とすること。
⑧ システムの運用中に何らかのトラブルが発生した際に、その原因を追究できるよう必要なログを出力可能とするとともに、その出力するログのレベル設定を可能とすること。

(2) 上位互換性要件

FAINS の上位互換性に関する要件は以下のとおりである。

① ファームウェア、OS、ミドルウェアのバージョンアップ情報が公開された場合に、互換性の有無を調査し、バージョンアップの実施が適切か否かを提案した上で、担当職員と協議し、その指示に従うこと。
② バージョンアップについて、技術的な問題等がある場合は、担当職員と協議し、その指示に従うこと。

(3) システム中立性要件

FAINS のシステム中立性に関する要件は以下のとおり。

① 特定の事業者にしか使用することができない技術や製品に依存せず、他事業者に引き継ぐことが可能なシステム構成であること。
② システムの更改時に、円滑なデータ移行が可能なシステム構成であること。

(4) 事業継続性要件

次期 FAINS の事業継続性に関する要件は以下のとおり。

災害や事故等が発生した場合における本調達で納入する全ての機器、OS、ミドルウェア等の保守内容について、受託後、本業務の継続性を確保するために必要な対応について検討の上、担当職員と協議すること。また、協議の結果を踏まえて必要な対応を行うこと。

4.3. 情報セキュリティ要件

セキュリティ対策の詳細については、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」に準拠することとし、実施に当たっては、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」及びシステム毎に定められた情報セキュリティ実施手順等、当省内で定められた規定等を遵守すること。また、これらの規定が変更になった場合には、担当職員と協議の上、変更に伴い、次期 FAINS で必要になる対応を実施すること。なお、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」は非公表であるが、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 20 年 2 月 4 日　情報セキュリティ政策会議決定）」（以下、統一基準という。）に準拠しているため、必要に応じ、参照すること。

以下に、想定している情報セキュリティ対策の基本方針案を示す。

(1) 基本方針案

情報セキュリティ対策における基本方針案として、以下の方針に従ったセキュリティ対策の実施を想定している。本案は、受注者が担当職員と協議の上、決定するものとする。

① セキュリティ対策は、統一基準に示されるセキュリティ対策事項を実現する上で必要となる対策を、網羅的に実施すること。
② 調達時点で、実現可能な対策であること。
③ 次期 FAINS 稼働時点の機能に加え、稼働期間中に継続的なレベルアップのための仕組みを構築すること。
④ セキュリティパッチ等は、最新、かつ日本語環境下で実証済みであり、遅延なく適用可能であること。
⑤ 技術的対策と併せ、運用面での対策も実施すること。
⑥ 厚生労働省が、セキュリティ監査を実施した際に改善の必要性が指摘された場合には、受注者の責任において、迅速に対応すること。
⑦ 管理者権限を持つ ID を利用する場合には、管理者としての業務遂行時に限定する管理作業に必要な最小の範囲に制限すること。
⑧ 利用者等に付与した ID を、その後、別の利用者等に付与しないこと。
⑨ 以下に示す機器のログを、一定期間保存が可能であること。なお、取得するログの詳細については、担当職員と協議して決定すること。
- ファイアウォール等セキュリティ関連機器のイベントログ（遮断、またはブロックした宛先・送信元 IP アドレスや TCP/UDP のポート番号及び発生日時等）及びシステムログ
- サーバイベントログ等、各種機器から収集したログ

(2) ウィルス対策

次期 FAINS を構成するサーバ等へウィルス対策ソフトウェアをインストールし、パターンファイルを最新の状態に維持することで、サーバのウィルス感染の防止と感染した際の早期発見・対応を行う。

ウィルス対策を実施するに当り、以下の要件を満たすこと。

① ウィルス対策は、パターンファイルの更新を含め、自動化すること。
② 想定される全てのウィルス進入経路にウィルスチェックを行い、５分以内にウィルス進入検知ができる環境を整備すること。
③ ウィルス対策ソフトウェアの設定情報、ウィルスチェック用定義ファイル、ウィルスチェックパターンファイルの更新状況、及びウィルスの被害状況が確認可能な環境を整備すること。
④ ウィルス対策ソフトウェアは、最新のパターンファイルを自動更新及びウィルスを検知した際の自動駆除等の機能を有し、日本語に対応していること。
⑤ ウィルス対策ソフトウェアの運用上必要な事項は、受注者の負担において、実施すること。

⑥ ウィルス対策ソフトウェアは、常駐させ、アドミニストレーター権限を持たない利用者が、解除できない仕組みとする。
⑦ ウィルスチェックは、実施のタイミング及び日時指定がスケジュール指定できること。
⑧ パターンファイルの更新については、ソフトウェアベンダー等において、パターンファイルが公開された時点で、迅速に次期 FAINS に適用できる仕組みを構築すること。
⑨ パターンファイルの取得にあたっては、厚生労働省統合ネットワークのインターネット接続機能を利用して取得するようウィルス対策ソフトウェアの設定やネットワーク機器の設定等を行うこと。
⑩ パターンファイルの更新については、担当職員等の作業負担のない方法を実現すること。
⑪ ウィルス検出時は、運用業者が監視端末上でリアルタイムに確認可能な機能を持つと同時に、駆除・削除、または、ファイル拡張子を変更するといった機能を複数選んで処理できること。
⑫ ウィルススキャンの実施間隔は、１日１回とすること。なお、ウィルススキャン時刻については、担当職員と協議の上、定めること。
⑬ スキャンエンジンの更新の確認間隔は、１日１回とすること。
⑭ パターンファイルが適切に更新されていない場合は、未更新等をすぐに判断できること。

4.4. ネットワーク要件

本業務の対象となる、センター内、センター間、センター--拠点間、センター--他システム間のネットワーク構成図を別紙-2 に示す。なお、センター間及びセンターから拠点等の通信は厚生労働省統合ネットワークを使用すること。

受注者は、ネットワークに関して以下の作業を実施すること。

- ネットワーク構成を参考として、ネットワークを構築する上で必要となる設計作業を実施すること。
- ネットワーク業者が提供するネットワーク機器に接続し、機器等の動作に必要な各種設定を行うこと。
- ネットワーク業者が実施する導通確認を支援すること。
- センター内、センター間、センター--拠点間、センター--他システム間で通信するにあたって必要となるネットワークの試験を実施すること。

4.5. ハードウェア要件

(1) センター機器

本業務の対象となるハードウェアの構成図を別紙-2 に、機器一覧を別紙-1 の「1.2.調達対象のハードウェア一覧」に示す。また、各ハードウェアのハードウェア要件を別紙-3 に示す。

なお、納入するハードウェアについては、以下の要件を満たすこと。

- 他のシステムにおいて導入実績がある機器等であること。
- 借入期間中は、保守部品の供給が可能であること。
- 「4.10.保守要件」に記載の保守作業を実施可能な機器等であること。
- 物品は全て中古品ではなく新規に用意することとし、最新版を基本とすること。最新版以外を納入する場合は、担当職員、設計・開発業者、受注者で協議の上、決定すること。

性能、信頼性、耐荷重、設置面積等、仕様書にて示された要件を満たすことができるのであれば、ブレードサーバを用いた機器構成としてもよい。

(2) 端末機器

端末機器については、「輸入食品監視支援システムの端末機器納入及び保守一式（仮）」にて別途調達する予定であり、受注者は設計・開発業者が主担当として実施するハードウェア（端末等）仕様の検討について、情報提供等の支援を実施すること。

4.6. OS、ミドルウェア等要件

各ハードウェアのOS、ミドルウェア等要件を別紙-4、別紙-5に示す。受注者は提案するOS、ミドルウェア等のライセンス形態とFAINSにおける当該OS、ミドルウェアの使用方法を勘案した上で、ライセンスの不足や違反の生じることがないよう必要なライセンスを準備すること。

なお、設計・開発業者が開発するソフトウェアは別紙-6を前提に構築することから、開発環境と受注者が納入するOS、ミドルウェア等の差異に起因してソフトウェアが正常に動作しない場合には、受注者の責任によりソフトウェアを正常に動作させるために必要な措置を講じること。

また、「4.10.保守要件」に記載の保守作業を実施可能であること。

4.7. 管理業務要件

次期FAINSの構築に当たり、プロジェクト計画書を作成し、以下の業務を実施すること。

4.7.1. 管理業務の基本方針

連携する他システム（府省共通ポータル、NACCS）の構築状況等を充分に把握した上で、管理業務を遂行すること。また、管理業務の遂行に当たり、PMBOK（Project Management Body Of Knowledge）、または、これに類するプロジェクト管理体系に準拠したプロジェクト管理を行うこと。

4.7.2. 作業体制

次期FAINSの構築にあたっては、以下の体制を想定している。

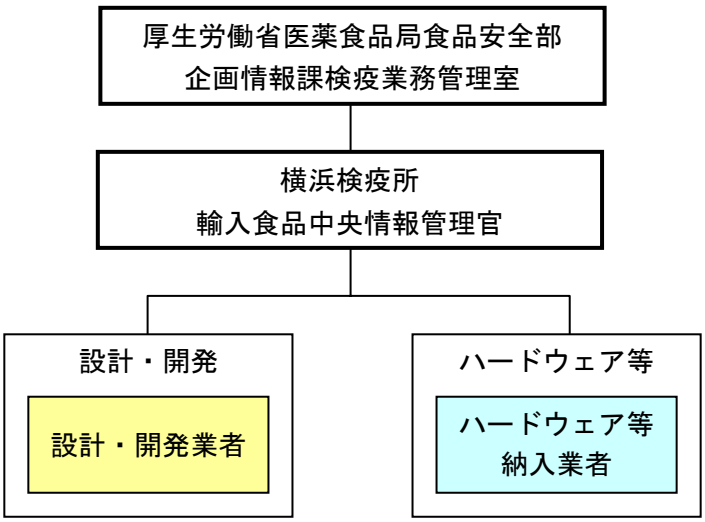

図 5　次期 FAINS の構築体制

4.7.3. 進捗管理

作業計画に基づき、各タスクの状況把握及びスケジュール管理を行うことを目的とする。以下に示す業務内容を実施すること。

(1) 受注者は、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」に基づき、進捗管理表を作成し、定期的に、WBS 番号、作業名、個別管理組織・受注者作業区分、責任者、作業の開始日・完了日を進捗管理表に記入すること。

(2) 進捗管理表から、以下の指数等を用いて、進捗状況を定量的に分析すること。

① スケジュール差異

② 工数差異

③ 予測総工数

④ 残工数

(3) 各タスクの進捗状況に関するプロジェクト会議を開催し、担当職員に作業状況の報告を行うこと。

(4) 計画から遅れが生じた場合は、原因を調査し、要員の追加、及び担当者の変更等の体制の見直しを含む改善策を提示し、担当職員の承認を得た上で、これを実施すること。

4.7.4. 品質管理

次期 FAINS が本仕様書で定義された要件を満たすこと、または、上回ることを保証することを目的とする。以下に示す業務内容を実施すること。

(1) 作業工程毎に品質評価基準書（評価指標等）を設定し、評価結果を担当職員に報告すること。
(2) 品質評価計画の立案、検証及び品質改善策の検討、実施を管理する体制を構築すること。また、各種取り組みが、しかるべき手続きに則って実施されていることを定期的に確認・報告すること。
(3) 受注者の関連会社及び協力会社等、本件の受注者でない主体が参画する体制を敷くことを当省が承認する場合は、関連会社等の作業範囲及び責任範囲を明確にし、関連会社等の作業及び成果物に対して十分な管理・検収を実施するとともに、関連会社等に係る一切の事項について、全責任を負うこと。特に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の法規に抵触しないように、適切な管理・対応を行うこと。
(4) 受注者内に品質管理を専門とした部門、または、担当者が存在すること。また、その組織名、または、担当者氏名を提示し、かつそれらの役割・本プロジェクトとの役割分担を提示すること。
(5) 上記(4)の品質管理を専門とした部門、または、担当者による品質レビューを定期的に実施すること。

4.7.5. 人的資源管理

本プロジェクトに参画する要員の選定、変更、及び体制維持に関する管理を行うことを目的とする。以下に示す業務内容を実施すること。

(1) 作業工程及びタスク毎に必要となるスキルに応じて、適切な知識及び経験を有する要員を配置すること。また、主たる報告責任者とその権限及び役割を明確にした体制図を提示すること。
(2) 主たる要員に変更が生じた場合には、速やかに担当職員に報告し、承認を得ること。また、代替要員については、サービスレベルの低下を防ぐために、知識及び経験が妥当な者を選定すること。
(3) 体制を縮小する場合は、作業対象となるすべてのタスクに十分な知識及び経験を有する要員が確保されていることを明示し、担当職員の承認を得ること。

4.7.6. コミュニケーション管理

プロジェクト関連情報の作成、共有、及び蓄積等に関する基準を定め、本プロジェクトの全参画者が、その基準に従い、円滑、かつ効率的なコミュニケーションを行うことを目的とする。特に、次期FAINSにおいては、多岐に渡る関係部課室との合意形成に至るまでの会議及び情報伝達を効果的、かつ効率的に実施することが重要となる。以下に示す業務内容を実施すること。

(1) 作業工程毎に会議･情報伝達計画を策定し、担当職員の承認を得ること。なお、会議・情報伝達計画では、会議体の目的、開催頻度、及び対象者等を明確にすること。

(2) 策定した会議･情報伝達計画に基づき､各作業工程における各種作業に関する打ち合わせ、成果物等のレビュー、進捗確認、及び課題共有等を行うために、担当職員とのプロジェクト会議を開催すること。特に、以下の内容に関するプロジェクト会議については、それぞれを個別に開催する必要はないが、開催を必須とする。

①「4.7.3.進捗管理」に示すプロジェクト会議における報告：1回／月

②「4.7.4.品質管理」に関する報告：1回／月

③「4.7.7.課題管理」に関する報告：1回／月

④「4.7.9.リスク管理」に関する報告：1回／月

⑤「4.7.10.セキュリティ管理」に関する報告：1回／月

(3) 次期FAINSの構築にあたって関連する他業者（設計・開発業者、ネットワーク業者等）と、情報共有、情報伝達、各種調整等を実施するために、調整会議を1回／週の頻度で開催すること。

(4) プロジェクト会議を開催するタイミング及び頻度については、各作業工程の特徴及び状況等を鑑みて、担当職員と協議の上、必要に応じて変更すること。

(5) プロジェクト会議における報告内容及び報告フォームについては、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」の内容を踏まえたものとし、担当職員が報告内容に基づき、今後の対応方針を判断可能なものとすること。

(6) 担当職員から要請がある場合、または、担当職員との協議が必要な事案が発生した場合には、臨時のプロジェクト会議を随時開催すること。

(7) 担当職員と打ち合わせ等を実施する場合においては、文書により説明等を行うこと。

(8) 各会議が開催される都度、原則5営業日以内に議事録を提示し、担当職員の承認を得ること。

4.7.7. 課題管理

プロジェクト遂行上様々な局面で発生する各種課題について､課題の認識、対応案の検討、解決､及び報告のプロセスを明確にすることを目的とする｡以下に示す業務内容を実施すること。

(1) 課題管理に当たり、以下の内容を一元管理することとし、その他必要と考えられる項目についても、管理する仕組みとすること。

① 課題内容

② 影響

③ 優先度

④ 発生日

⑤ 担当者

⑥ 対応状況

⑦ 対応策
⑧ 対応結果
⑨ 解決日

(2) 担当職員と状況を共有するために、起票、検討、対応、及び承認といった一連のワークフローを意識した管理プロセスを確立すること。
(3) 積極的に課題の早期発見に努め、迅速にその解決に取り組むこと。
(4) 対応状況を定期的に監視・報告し、解決を促す仕組みを確立すること。
(5) 次期 FAINS の導入・運用に影響を与えるような重大な課題が発生した場合には、速やかに担当職員に報告し、対応策について、協議すること。

4.7.8. 構成・変更管理

次期 FAINS の整合性を維持し、プロジェクト環境の変更に対するトレーサビリティを確保することを目的とする。以下に示す業務内容を実施すること。

(1) 構成管理対象（ソフトウェア、標準記述様式、仕様書、及び設計書等）を特定し、管理レベル（参照・更新権限及び保存方法・期間等）を定めること。
(2) 構成管理対象について、ベースライン化、変更依頼、影響分析・調査、承認、及び実装といった一連のワークフローを意識した管理プロセスを確立すること。
(3) 要件と構成管理対象の変更について、双方向に追跡可能な仕組みを確立すること。また、定期的に監査・評価し、その結果を反映・報告すること。

4.7.9. リスク管理

各作業工程における目標の達成に対するリスクを最小限にすることを目的とする。以下に示す業務内容を実施すること。

(1) 技術的観点、財務的観点、進捗的観点、及び人員的観点等、または、FAINS と類似する案件で発生した問題等から、プロジェクトの遂行に影響を与えるリスクを識別し、その発生要因、発生確率、及び影響度等を整理すること。
また、発生確率及び影響度に基づき、リスクの優先度を決定し、それに応じた対策を行うこと。
(2) 上記(1)で整理したリスク及び各内容について、定期的に監視・評価し、その結果を反映・報告すること。
(3) リスクを顕在化させないための対応策（対応手順、体制等）を策定すること。
特に、優先度の高いリスクについては、その発生に備え、緊急対応時の体制・計画を緊急対応時計画として具体化すること。

4.7.10. セキュリティ管理

各作業工程において、セキュリティに関する事故及び障害等の発生を未然に防ぐこと、並びに発生した場合に被害を最小限に抑えることを目的とする。セキュリティ管理は「4.7.9.リスク管理」と併せてマネジメントを行うことが必須となる。以下に示す業務内容を実施すること。

(1) 本プロジェクト内部の情報セキュリティ対策管理を行う管理者を設置すること。
(2) 「厚生労働省情報セキュリティポリシー」の内容を理解し、遵守すること。
(3) セキュリティ対策の内容については、各作業工程の状況に応じて、適宜改善策を検討し、担当職員の承認を得ること。
(4) セキュリティ対策の内容について、公正な立場で監査できる第三者、または、機関によるセキュリティ監査が実施される際には、テストの実施や情報の提供等、必要に応じて、セキュリティ監査に対する支援を行うこと。
(5) セキュリティ監査の結果、改善や対策の実施が求められた場合には、速やかに担当職員と対応策について協議すること。
(6) セキュリティに関する事故及び障害等が発生した場合には、速やかに、担当職員に報告し、対応策について、協議すること。

4.8. 機器等導入に係る業務要件

4.8.1. 機器セットアップ

設計・開発業者が指定する方法で、機器等の各種設定、OS、ミドルウェア等のインストール等を行うこと。

4.8.2. 搬入・仮設置

「4.9.1.設置場所」に基づいて受注者が準備する設置場所に、すべての機器等を搬入し、別途担当職員が指定する場所に運搬するまでの間仮設置すること。

(1) 搬入・設置作業に際し、必要となる部材等の手配を行うこと。
(2) 搬入にあたっては、適切な養生を行い、現地及び搬入する機器に損害を与えないこと。
(3) 設置にあたっては、必要となる電源工事、LAN 工事、耐震工事等を実施すること。

4.8.3. 運搬・搬入・設置

担当職員の指示に従い、以下に示す業務内容を実施すること。

(1) 各センター内の担当職員が指定する場所に機器等の搬入・設置作業を行うために、各センターが入居する建物の管理者に申請等を行うこと。

(2) 機器の搬入・設置を行うための現地事前調査をメインセンター及びバックアップセンターにて行うこと。また、現地事前調査の結果を受けて、電源工事、LAN 工事、耐震工事等の実施にあたって必要な情報を提供すること。

(3) 「4.9.1.設置場所」に基づいて受注者が準備する設置場所から、メインセンター及びバックアップセンターへ機器等を運搬すること。

(4) 搬入・設置作業に際し必要となる部材等の手配を行うこと。

(5) 搬入にあたっては、適切な養生を行い、現地及び搬入する機器に損害を与えないこと。

(6) 設置にあたっては、以下の通り電源工事、LAN 工事、耐震工事を実施すること。

① 電源工事

同一フロア内に設置済みの分電盤からの電源ケーブル敷設作業(分電盤からハードウェアラック設置スペースまでの距離は 50m以内とする) 等とし、必要な備品 (電源ケーブル、コンセント等) は受注者が用意すること。また、バックアップセンターにおいて 200V の電源を使用する場合には、必要となる工事等を行うこと。

なお、バックアップセンターにおいては、平成 22 年 3 月の現行 FAINS の機器撤去後速やかに電源を取得する分電盤を変更する作業を、担当職員の指示に基づき実施すること。

② LAN 工事

機器間のケーブル接続作業等を実施することとし、必要な備品 (LAN ケーブル等) は受注者が用意すること。

③ 耐震工事

フロアカット作業、平鋼耐震作業等を実施することとし、必要な備品 (平鋼耐震金物等) は受注者が用意すること。なお、バックアップセンターについては、耐震工事を実施することが出来ないため、耐震ストッパーを設置することとし、必要な備品 (耐震ストッパー等) は受注者が用意すること。

(7) バックアップセンターについては、設置にあたり床下のコンクリート面に直接設置することも可能とするが、その場合設置方法や設置機器の荷重等について事前に担当職員の承認を得るとともに、架台等の設置に必要な機器は受注者が用意して設置すること。

(8) 設置にあたっては、担当職員が事前に指定した場所に正しく設置すること。

(9) 機器の梱包物、搬入の際に使用した養生品及びその他不要となった資材を、設置完了後速やかに撤去し廃棄すること。なお、環境への影響を考慮し、廃棄物は極力削減するように努めること。

機器の設置に関して下記の場所への設置を予定している。

メインセンター:

項目	状況
機器設置場所	東京 23 区内のデータセンターを予定

項目	状況
設置場所の天井高	2600 ㎜以上
設置できるラックの高さ	2200 ㎜以内
機器を設置可能な床面積	20 ㎡以内（保守作業等に必要な面積を含む）
機器設置フロアの荷重強度	600kg/㎡以上
機器設置フロアの消火設備について	ハロゲン化ガスを使用
機器設置フロアのセキュリティ対策	IC カード、生体認証等を利用した入退館管理(24 時間 365 日警備員が常駐する) 監視カメラ及び警備員巡回による 24 時間 365 日監視
空調設備	24 時間 365 日の連続運転が可能な十分な容量の空調を準備
使用可能電圧	100V 又は 200V
使用可能な最大消費電力	十分な容量を確保
無停電装置	自家発電装置へ瞬断なしに切り替え可能で、24 時間以上の電力供給が可能
耐震構造	800gal(阪神大震災クラス)以下に対する耐震性を備える

バックアップセンター:

項目	状況
機器設置場所	神奈川県横浜市内にある担当職員が別途指定する場所
設置場所の天井高	2500 ㎜
設置できるラックの高さ	2200 ㎜以内
機器を設置可能な床面積	82.5 ㎡（保守作業等に必要な面積を含む）
機器設置フロアの荷重強度	300kg/㎡
機器設置フロアのセキュリティ対策	警備員等による入退室管理（24 時間 365 日警備員が常駐する）
空調設備	十分な容量を確保
使用可能電圧	100V 又は 200V
使用可能な最大消費電力	150A
無停電装置	なし

4.8.4. 機器接続

本調達の機器間及びネットワーク業者が提供するネットワーク機器と本調達の機器をつなぐケーブル類の配線並びに接続に関して以下の点に留意して行うこと。

(1) 接続したケーブルは色分けやタグの取付け等、機器ごとのグループの分類を考慮すること。
(2) ケーブルの配線は、運用・保守作業を考慮し、邪魔にならないような整理・工夫をすること。

4.8.5. 動作確認

導入した機器が要件を満足していることを確認するための動作確認を、担当職員及び設計・開発業者の立会いの下で実施すること。

(1) 以下の観点について、動作確認を行うこと。
  ① 納入するハードウェア、OS、ミドルウェア等が正常に動作すること。
  ② ソフトウェアの動作する環境が正常に動作すること。
  ③ ネットワーク業者が提供するネットワーク機器等に接続し、ネットワークを正常に使用することができること。
(2) 動作確認で問題が発生した場合においても、設計・開発業者が行う総合テストまでに問題を解決し、動作確認を完了すること。
(3) 動作確認の結果を記録した動作確認試験成績書を作成すること。

4.8.6. 性能テスト、信頼性・安全性への診断テスト等

ハードウェアの性能テスト、信頼性・安全性への診断テスト等のシステム基盤に関するテストを実施すること。

(1) テスト実施にあたっては、テスト内容、テスト方法、合格基準等について事前に担当職員、設計・開発業者と調整を行い、担当職員の承認を得た上で実施すること。
(2) テスト実施にあたっては、必要に応じて設計・開発業者の支援を受けて実施すること。
(3) テスト結果については、テスト実施後速やかに担当職員、設計・開発業者に報告すること。
(4) テストの結果、合格基準を満たすことが出来なかった場合、設定内容の調整（チューニング）を行って、再度テストを実施すること。
(5) 設定内容の調整（チューニング）によっても問題が解決出来ない場合、担当職員、設計・開発業者と協議を行った上で、さらなる必要な措置を講じること。

4.8.7. 他システムとの導通試験

連携する他システム（府省共通ポータル、NACCS、EXDOC）と通信可能な状態とするよう導通試験を実施すること。

(1) 府省共通ポータル、NACCS、EXDOC と通信可能な状態となるよう必要なネットワーク設計を行うこと。

(2) プロトコルレベル及び電文レベルでの導通確認テストを実施すること。
(3) 導通確認テストの結果については、テスト実施後速やかに担当職員に報告すること。
(4) テストの結果、導通が確認できない場合は、担当職員の指示に従ってネットワーク業者、他システム業者等と協議を行い、解決のための措置を講じた上で再度テストを実施すること。
(5) ネットワーク設計、導通確認テストの実施等にあたって、ネットワーク業者、他システム業者等と調整が必要な場合には、担当職員の指示に従って必要な調整を実施すること。

4.8.8. FAINS メール

当省職員が FAINS にて審査業務を実施する上で必要な情報や FAINS での審査結果の詳細情報等をメールにて共有するための FAINS メールについて、担当職員の指示に従って設計・設定、確認等の各種作業を実施すること。なお、FAINS メールの要件は以下に示すとおりである。

(1) 発信者及び受信者は、当省、輸入食品中央情報管理官、検疫所（食品監視部門）、検疫所（検査部門）の各職員とする。
(2) 利用端末は端末機器納入業者が当省、輸入食品中央情報管理官、検疫所（食品監視部門）、検疫所（検査部門）の各拠点に設置する端末機器とする。
(3) メールアカウント数は約 50 程度とする。

4.8.9. 共有フォルダ

当省職員がファイルを共有するための共有フォルダについて、担当職員の指示に従って設計・設定、確認等の各種作業を行うこと。なお、共有フォルダの要件は以下に示すとおりである。

(1) 利用者は、当省、輸入食品中央情報管理官、検疫所（食品監視部門）、検疫所（検査部門）の各職員とする。
(2) 利用端末は端末機器納入業者が当省、輸入食品中央情報管理官、検疫所（食品監視部門）、検疫所（検査部門）の各拠点に設置する端末機器とする。
(3) 共有フォルダは、当省、輸入食品中央情報管理官、検疫所（食品監視部門及び検査部門）の単位でアクセス権の設定（更新、削除、参照）を可能とし、アクセス権の設定が異なる２種類の共有フォルダを作成すること。

4.8.10. バックアップ

動作確認後、動作が完了した全てのサーバ環境のバックアップを実施すること。

4.8.11. 検収

検収に関して受注者は検収に必要な情報を提供し、担当職員が実施する検収作業の支援を実施すること。

4.8.12. テスト支援

動作確認後、設計・開発業者または当省が主担当として実施する総合テスト、他システムとの総合運転試験、及び受入テスト（以降、各テストという。）について以下の支援を実施すること。

(1) 各テストにて主担当者となる者からの依頼に応じて、適宜テストに必要となる環境作成、環境変更作業を速やかに実施すること。また、テスト終了後には必要に応じて環境を戻す作業を速やかに実施すること。
(2) 各テスト実施時には、「4.8.1.機器セットアップ」、「4.8.5.動作確認」等を実施したエンジニア（以降、担当エンジニアという。）が立ち会い、障害等が発生した場合には速やかに調査や原因の切り分け等を実施すること。
(3) 設計・開発業者が行う総合テスト及び他システムとの総合運転試験において、ハードウェア、ソフトウェアに関する技術的な問合せ等に対する支援を行うこと。

4.8.13. 移行・導入支援

移行・導入では、以下に示す業務内容を支援すること。

(1) 移行計画策定、移行設計、移行手順作成の支援

設計・開発業者が主担当として実施する移行計画策定、移行設計、移行手順作成について、担当職員もしくは設計・開発業者からの求めに応じて必要な情報提供や資料作成等を実施すること。

(2) 移行実施計画書の作成支援

① 複数の観点で、本件と類似する案件で発生した問題等から、移行作業において、想定されるリスクを識別、抽出すること。
② 設計・開発業者が主担当として実施するリスク対応計画及びコンティンジェンシープランの作成にあたり、担当職員もしくは設計・開発業者からの求めに応じて必要な情報提供等を実施し、移行実施計画書の作成を支援すること。

(3) カットオーバクライテリアの作成支援

設計・開発業者が主担当として実施するカットオーバクライテリアの作成について、担当職員もしくは設計・開発業者からの求めに応じて必要な情報提供等を実施すること。

(4) 移行手順、移行プログラムの検証支援

設計・開発業者が主担当として実施する移行手順、移行プログラムの検証作業について、担当職員もしくは設計・開発業者からの求めに応じて必要な情報提供等を実施すること。

(5) 移行リハーサルの実施支援

① 可能な限り、本番移行作業を模した条件下において、移行リハーサルを実施するため、移行リハーサルにあたっては事前に担当職員及び設計・開発業者と十分な調整を行った上で、必要な作業や作業支援を実施すること。

② 連携する他システムと連動した移行リハーサルの実施を支援すること。

③ また、移行リハーサルには担当エンジニアが毎回立ち会うこと。

(6) 移行判定支援

本番稼働への移行が可能か否かの判定する上で、担当職員の求めに応じて情報提供等のを支援すること。

(7) 移行・導入作業の実施支援

① 現行システムから次期システムへの移行・導入作業にあたっては、事前に担当職員及び設計・開発業者と十分な調整を行った上で、必要な作業や作業支援を実施すること。なお、移行・導入作業は 24 時間体制で作業を実施することが想定されることから、必要な要員を確保して作業にあたること。

② 移行・導入作業時には事前、事後移行作業も含めて、担当エンジニアが毎回立ち会うこと。

③ 移行・導入作業においてトラブル等が発生した場合、トラブル等の解消に必要な設計・開発業者への支援を行うこと。

(8) 特別連絡体制維持

① トラブル報告・問合せが多く発生することが想定される移行・導入作業実施後は、通常時より多くの要員、対応時間を確保すること。

② トラブル発生時には、設計・開発業者、運用業者、保守業者と速やかに原因究明にあたり、担当職員の承認の上、必要な対処作業もしくは対処作業の支援を行うこと。なお、対処作業もしくは対処作業の支援については、受注者の責任と負担により実施すること。

4.9. 開発及びテスト環境の提供要件

4.9.1. 設置場所

メインセンター及びバックアップセンターにサーバ機器等を設置するまでの期間について、以下の要件を満たす設置場所を提供すること。

なお、この仮設置場所にサーバ機器等を設置する時期は平成 21 年 7 月～11 月頃とする。

項目	状況
場所	東京 23 区内であること。
設置場所の条件 （天井の高さ、床面積、荷重強度、空調設備等）	受注者が納入するすべての機器等が本番運用時と同様の環境で設置及び動作可能とすること。 また、機器などの動作・保全に適切な環境であること。